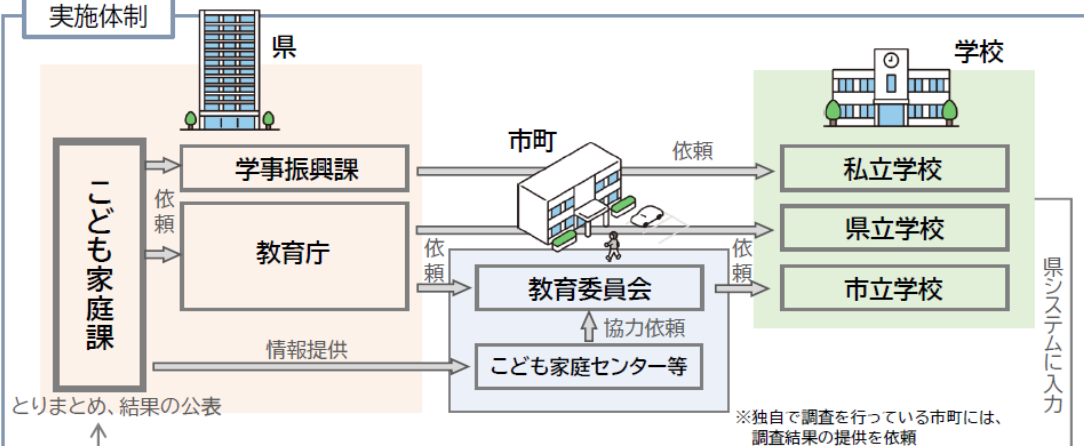


概要

- 趣旨：令和5年4月に施行された「長崎県ケアラー支援条例」において、教育機関においてはヤングケアラーの「早期発見」及び「支援の必要性」の把握に努めることとしています。また、ケアラー支援に関する施策を実施するにあたっては、市町等と相互に連携を図るものとしています。県のこども家庭課及び教育庁、市町の児童福祉担当部署及び教育委員会、そして学校現場が連携、協力し、ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒を早期に発見・把握し、適切な支援につなげていくことを目指します。
- 対象：県内の公立及び私立の小学校、中学校、高等学校（全日制、定時制、通信制）、特別支援学校に在籍する児童・生徒（全ての校種において全学年対象）

実施体制



調査方法

- 左記の流れに基づき、毎年度、各関係機関及び学校へ、県こども家庭課から調査協力を依頼する。
- 各学校で定期的実施している生活等に関するアンケート調査に、以下の質問項目を追加する。「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。（ここで「お世話」とは、ふつう大人が行うような家事や家族のお世話を指します。）」
- 上記質問に該当した児童・生徒について、学校で個別面談を行う。
- 面談結果を踏まえ、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用しながら、学校としての対応を検討する。必要に応じ市町のこども家庭センター等へ相談する。
- 調査結果及び面談後の対応状況について、県システムで報告する。

成果

- 独自調査を実施出来ていない市町を含め、県内の小学生～高校生の全年代におけるヤングケアラーの実態数を、毎年度把握することができている。
- 調査項目に該当した児童生徒については、学校においてアセスメントシートを活用した面談を実施いただくことで、児童生徒の負担の程度を踏まえた支援の検討が可能となっている。（※学校のSC、SSWに対しては、ケアラー支援に関する研修会の周知や、SSW研修会におけるヤングケアラーの説明等を行っている。）

課題

- 18歳以上のヤングケアラーを把握するための調査方法の検討、実施が必要であるが、現在は人的体制に余力が無く難しい。
- ヤングケアラーに該当する児童生徒数については県として把握しているが、各児童生徒の個別具体的な状況については調査を実施した各学校が持っていることから、県及び市町で詳細を完全に把握できていない。